15～17（歳）	—	—
18～29（歳）	4.5以上7.0未満	4.5以上7.0未満
30～49（歳）	4.5以上7.0未満	4.5以上7.0未満
50～69（歳）	4.5以上7.0未満	4.5以上7.0未満
70以上（歳）	4.5以上7.0未満	4.5以上7.0未満
妊婦（付加量）		—
授乳婦（付加量）		—

㈫　飽和脂肪酸の総エネルギーに占める割合（エネルギー比率）として策定したものである。

別表第三十五　コレステロールの食事摂取基準（㎎／日）（第五条関係）

性別／年齢等	男性	女性
	目標量	目標量
0～5（月）	—	—
6～11（月）	—	—
1～2（歳）	—	—
3～5（歳）	—	—
6～7（歳）	—	—
8～9（歳）	—	—
10～11（歳）	—	—
12～14（歳）	—	—
15～17（歳）	—	—
18～29（歳）	750未満	600未満
30～49（歳）	750未満	600未満
50～69（歳）	750未満	600未満
70以上（歳）	750未満	600未満
妊婦（付加量）		—
授乳婦（付加量）		—

別表第三十六　ナトリウムの食事摂取基準（㎎／日）（第五条関係）

性別／年齢等	男性			女性		
	推定平均必要量	目安量	目標量	推定平均必要量	目安量	目標量
0～5（月）	—	100(0.3)	—	—	100(0.3)	—
6～11（月）	—	600(1.5)	—	—	600(1.5)	—
1～2（歳）	—	—	(4.0未満)	—	—	(4.0未満)
3～5（歳）	—	—	(5.0未満)	—	—	(5.0未満)
6～7（歳）	—	—	(6.0未満)	—	—	(6.0未満)
8～9（歳）	—	—	(7.0未満)	—	—	(7.0未満)
10～11（歳）	—	—	(8.0未満)	—	—	(7.5未満)
12～14（歳）	—	—	(9.0未満)	—	—	(7.5未満)
15～17（歳）	—	—	(9.0未満)	—	—	(7.5未満)
18～29（歳）	600(1.5)	—	(9.0未満)	600(1.5)	—	(7.5未満)
30～49（歳）	600(1.5)	—	(9.0未満)	600(1.5)	—	(7.5未満)
50～69（歳）	600(1.5)	—	(9.0未満)	600(1.5)	—	(7.5未満)
70以上（歳）	600(1.5)	—	(9.0未満)	600(1.5)	—	(7.5未満)
妊婦（付加量）				—	—	—
授乳婦（付加量）				—	—	—

㈫　括弧内は、食塩相当量（g／日）である。

○厚生労働省告示第八十七号

労働基準法施行規則（昭和二十二年厚生省令第二十三号）第三十八条の七から第三十八条の九までの規定に基づき、平成二十二年四月一日から同年六月三十日までの間における休業補償の額の算定に当たり用いる率を次のとおり告示する。

平成二十二年三月十八日　　厚生労働大臣　長妻　昭

一　常時百人未満の労働者を使用する事業場における休業補償の額の算定に当たり平均賃金の百分の六十（当該事業場が当該休業補償について常時百人以上の労働者を使用するものとしてその額の改訂をしたことがあるものである場合にあっては、当該改訂に係る休業補償の額）に乗ずべき率　別表第一に掲げる率

二　常時百人未満の労働者を使用する事業場の属する産業が毎月勤労統計に掲げる産業分類にない場合における休業補償の額の算定に当たり平均賃金の百分の六十（当該事業場が、当該休業補償について、常時百人以上の労働者を使用するものとしてその額の改訂をしたことがあるものである場合又は毎月勤労統計によりその額の改訂をしたことがあるものである場合にあっては、当該改訂に係る休業補償の額）に乗ずる率　別表第二に掲げる率

三　日日雇い入れられる者の休業補償の額の算定に当たり平均賃金の百分の六十に乗ずる率　別表第三に掲げる率